

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市槇島町吹前123-4
 南山城複写センター

目次

規 則

- 規則第29号 宇治市事務事業進行管理制度に関する規則の一部を改正する規則……………（経営戦略課）…2

告 示

- 告示第108号 指定地域密着型サービス事業者の指定……………（介護保険課）…2

訓 令 甲

- 訓令甲第4号 宇治市庁議等に関する規程の一部を改正する規程……………（経営戦略課）…2

公 告

- 公告第50号 宇治市墓地公園墓所使用者募集……………（環境企画課）…3

監 査 委 員

- 公表第10号 定期監査の結果の報告……………3
- 公表第11号 定期監査の結果の報告……………3

農 業 委 員 会

- 公告第9号 農業委員会定例総会の招集……………4

規 則

宇治市事務事業進行管理制度に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年10月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第29号

宇治市事務事業進行管理制度に関する規則の一部を改正する規則

宇治市事務事業進行管理制度に関する規則(昭和54年宇治市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、宇治市連絡調整会議設置規程(昭和54年宇治市訓令甲第3号)第2条に規定する調整担当者(以下「調整担当者」という)を「、調整担当者(市長部局にあつては副部長及び会計室長

、その他の部局にあつてはそれぞれの任命権者が指名する職員をいう。以下同じ)に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(宇治市都市経営戦略推進本部設置規則の廃止)
- 宇治市都市経営戦略推進本部設置規則(平成31年宇治市規則第1号)は、廃止する。
(宇治市事務分掌規則の一部改正)
- 宇治市事務分掌規則(昭和58年宇治市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長公室の部秘書広報課秘書係の項第3号中「主管課長会議」を「副部長会議」に改め、同表政策経営部の部経営戦略課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

告 示

宇治市告示第108号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和3年10月1日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地	事業者の主たる事務所の所在地		
26912 00287	宇治グループホームそよ風	株式会社 ユニマット リタイ アメント・コミュニティ	令和3年	認知症対 応型共同 生活介護
	宇治市広野町西裏42番地の5	東京都港区北青山二丁目7番1 3号 プラセオ青山ビル	10月1日	

訓 令 甲

宇治市訓令甲第4号

宇治市庁議等に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年10月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市庁議等に関する規程の一部を改正する規程

宇治市庁議等に関する規程(昭和56年宇治市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第12条」に、「第15条」を「第13条」に改める。

第2条中「、教育長、理事、宇治市組織条例(昭和26年宇治市条例第4号)第1条第1項に規定する組織の長、危機管理監、技監、議会事務局長、消防長、教育部長、上下水道部長」を「、市長公室長、政策経営部長」に改める。

第5条第1項ただし書中「、市長」を「、審議し、決定する必要がある事項又は市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 副部長会議

第9条第3号及び第4号を削る。

第10条第2項中「、宇治市組織条例」を「、宇治市組織条例(

昭和26年宇治市条例第4号)」に改める。

第11条の見出しを「(副部長会議)」に改め、同条第1項中「主管課長会議」を「副部長会議」に改め、同条第2項中「主管課長会議」を「副部長会議」に、「、上下水道部及び消防本部の主管課長」を「及び上下水道部の副部長、副消防長並びに会計室長」に改め、同条第3項及び第4項中「主管課長会議」を「副部長会議」に改める。

第12条を次のように改める。

(付議事項の決定等)

第12条 連絡会議の付議事項は、当該会議において決定するものとする。

2 連絡会議を構成する職員は、当該会議における決定事項のうち必要があると認めるものについては、速やかに所管の関係職員に周知徹底を図るものとする。

第13条及び第14条を削り、第15条の見出しを削り、同条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか」に改め、「別に」を削り、同条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(宇治市連絡調整会議設置規程の廃止)
- 宇治市連絡調整会議設置規程(昭和54年宇治市訓令甲第3号)は、廃止する。
(宇治市事務決裁規程の一部改正)

3 宇治市事務決裁規程(昭和58年宇治市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1庶務に関する事項の部中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2市長公室秘書広報課に関する事項の項第3号中「主管課長会議」を「副部長会議」に改め、同表政策経営部経営戦略課に関する事項の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

公告

宇治市公告第50号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について

宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。

令和3年10月1日

宇治市長 松村 淳子

- 墓園の名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園
○墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44
○墓所の位置、規格及び数並びに墓所使用料及び墓園管理料

Table with 5 columns: 区画, 墓所種類, 募集区画数, 墓所使用料, 墓園管理料(年額). Rows include B区, D区, E区, G区, I区 with various墓所種類 and costs.

(※1) 初年度は1, 330円

(※2) 初年度は2, 000円

(※3) 初年度は2, 660円

○受付の期間及び場所

令和3年10月15日(金)から同月31日(日)までの午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は、当日の消印有効)

〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

(電話番号39-9205)

○申込みの資格

以下の条件をすべて満たす人

- 1 宇治市に住民登録がある人(既に、宇治市天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。応募は1世帯1区画に限ります。)
2 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限までに納入することができる人
3 使用許可後5年以内に墓石を設置できる人

○申込みの手続

所定の申込書を受付期間内に、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所へ持参し、又は郵送してください。申込書は令和3年10月15日(金)から同管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課で配付します。

○選考の方法、日時及び場所

公開にて抽選器で抽選します。

日時 令和3年11月8日(月)午前10時

場所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

○発表の日時及び場所

結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課に令和3年11月8日(月)午後3時から同月12日(金)午後5時までの期間、番号を掲示します。

監査委員

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年9月17日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の消防本部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 危険物規制事務手数料収入状況(予防課)
委託料支出状況(消防総務課、警防救急課、指揮指令課)
自動体外式除細動器(AED)賃借料支出状況(警防救急課)
工事請負費支出状況(消防総務課)
備品管理状況(消防本部・各消防署)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、局部に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、消防本部における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年5月6日から同年6月2日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年6月30日に市役所602会議室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 消防本部

- (1) 危険物規制事務手数料収入状況
適正に処理されていた。
(2) 委託料支出状況
一部の契約に支出負担行為の遅れが見受けられた。
(3) 自動体外式除細動器(AED)賃借料支出状況
適正に処理されていた。
(4) 工事請負費支出状況
適正に処理されていた。
(5) 備品管理状況
適正に管理されていた。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年9月17日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり
松峯 茂

- 3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の市長公室の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 広告料収入状況(秘書広報課)
- 委託料支出状況(人事課、職員厚生課)
- 使用料及び貸借料支出状況(職員厚生課)
- 備品管理状況(秘書広報課、人事課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、市長公室秘書広報課、人事課及び職員厚生課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年6月1日から同年6月30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 秘書広報課

- (1) 広告料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 人事課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
 - (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。
- なお、平成30年度の前回定期監査において、実地調査で確認出来ない備品が見受けられたと指摘した点については、改善されていた。

3 職員厚生課

- (1) 委託料支出状況について
一部の契約において、支出負担行為の遅れと業務完了届を受理していない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 使用料及び貸借料支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第16回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和3年10月1日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 令和3年10月5日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について